

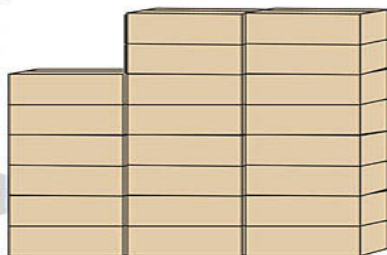
# 独占禁止法相談ネットワーク の御利用をお待ちしています。

このようなことでお困りではありませんか？

どんな情報交換を  
すると問題なの？



注文どおりなの  
に返品された！



うちは消費増  
税分は支払わ  
ないよ！



大和商工会議所では、  
独占禁止法、下請法及  
び消費税転嫁対策特別  
措置法に関する御相談  
を受け付けています。

内容、御希望により、  
公正取引委員会の窓口  
を紹介します。



御相談窓口は、大和商工会議所経営支援チームです。

TEL 046-263-9112